

(証券コード 8961)

(発信日) 2025年5月13日

(電子提供措置の開始日) 2025年5月2日

投資主各位

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号

森トラストリート投資法人

執行役員 内藤 宏史

第18回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、本投資法人の第18回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご記入のうえ、2025年5月27日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に従い、現行規約第15条において「みなし賛成」に関する規定を定めております。

従いまして、当日ご出席いただかず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、同条第3項に定める場合を除き、本投資主総会の各議案に賛成するものとみなされ、投資主様の議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入されますのでご留意願います。

（現行規約第15条抜粋）

- 1 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。
- 2 前項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。
- 3 前2項の規定は、（i）以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は（ii）以下の各事項に関する議案について、本

投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しません。

- (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
- (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
- (3) 解散
- (4) 投資口の併合
- (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除

4 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しません。

本投資主総会当日、代理人により議決権をご行使いただく場合、議決権を有する他の投資主様1名に委任することができます。この場合、投資主様ご本人の議決権行使書面とともに代理権を証する書面をご提出ください。議決権行使書面によって議決権をご行使いただく場合、各議案に対し、賛否又は棄権のいずれの記載もない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイト「第18回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイト等にアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

<https://www.mt-reit.jp/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「縦覧書類」にある「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月28日（水曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都品川区北品川四丁目7番36号
東京マリオットホテル
地下1階 「ザ・ゴテンヤマボールルーム ノース」
3. 会議の目的事項
決議事項
第1号議案 規約一部変更の件
第2号議案 執行役員1名選任の件
第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項を修正する場合の周知方法
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の本投資法人のウェブサイト及び東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎当日は、本投資主総会終了後に、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用業務を委託しております森トラスト・アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。なお、本投資法人の2025年2月期に関する決算説明動画及び決算説明資料は、本投資法人のウェブサイト (<https://www.mt-reit.jp/>) にてご覧いただくことができます。
 - ◎本投資主総会の各議案の決議結果に関するご通知は発送いたしません。各議案の決議結果につきましては、本投資主総会終了後に本投資法人のウェブサイト (<https://www.mt-reit.jp/>) に掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。
 - ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 変更案第26条第(3)号

将来、本投資法人が借入先の多様化を進める場合に、信用金庫又は信用組合から融資を受ける可能性も考えられ、その際には、借入の前提として信用金庫又は信用組合に出資が必要となるため、信用金庫法（昭和26年法律第238号、その後の改正を含みます。）及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号、その後の改正を含みます。）に基づく出資が投資対象に含まれることを規約上明確にするべく、本投資法人の投資対象として追加するものです。

(2) 変更案第29条第1項第(1)号

投信法及び投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。）の改正により「出資総額等の合計額」の定義が規定されたことに伴い、本投資法人の規約第29条第1項第(1)号において規定される利益の定義について法令の規定と内容を合わせるため、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

現行規約の一部を下記変更案のとおり改めようとするものです。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第26条（資産運用の対象及び方針） 資産運用の対象及び方針は、次のとおりと します。</p> <p>(1) （記載省略） (2) （記載省略） (3) 資産運用の対象となる資産の種類、 目的及び範囲 (a) （記載省略） (b) （記載省略） (c) 資産運用の対象とする特定資産以外 の資産の種類 この投資法人は、投資対象とする特 定資産への投資に付随して、以下に 掲げる資産に投資することがありま す。但し、この規約第26条に定める 資産運用の基本方針のため必要又は 有用と認められる場合に投資できる ものとします。</p> <p>ア （記載省略） イ （記載省略） ウ （記載省略） エ （記載省略）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p>オ （記載省略） (4) （記載省略） (5) （記載省略）</p>	<p>第26条（資産運用の対象及び方針） 資産運用の対象及び方針は、次のとおりと します。</p> <p>(1) （現行どおり） (2) （現行どおり） (3) 資産運用の対象となる資産の種類、 目的及び範囲 (a) （現行どおり） (b) （現行どおり） (c) 資産運用の対象とする特定資産以外 の資産の種類 この投資法人は、投資対象とする特 定資産への投資に付随して、以下に 掲げる資産に投資することがありま す。但し、この規約第26条に定める 資産運用の基本方針のため必要又は 有用と認められる場合に投資できる ものとします。</p> <p>ア （現行どおり） イ （現行どおり） ウ （現行どおり） エ （現行どおり）</p> <p>オ <u>信用金庫法（昭和26年法律第238</u> <u>号、その後の改正を含みます。）に</u> <u>定める出資</u></p> <p>カ <u>中小企業等協同組合法（昭和24年法</u> <u>律第181号、その後の改正を含みま</u> <u>す。）に定める出資</u></p> <p>キ （現行どおり） (4) （現行どおり） (5) （現行どおり）</p>

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第29条（金銭の分配方針）</p> <p>1 利益の分配</p> <p>この投資法人は、原則として、以下の方針に基づき毎決算後に金銭の分配を行うものとします。</p> <p>(1) 投資主には、利益（<u>この投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除した金額をいい、その金額は日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算されるものとします。以下、同じです。</u>）の額に相当する金額の全部又は一部を金銭により投資主に分配するものとします。</p> <p>(2) （記載省略）</p> <p>(3) （記載省略）</p> <p>2 （記載省略）</p> <p>3 （記載省略）</p> <p>4 （記載省略）</p>	<p>第29条（金銭の分配方針）</p> <p>1 利益の分配</p> <p>この投資法人は、原則として、以下の方針に基づき毎決算後に金銭の分配を行うものとします。</p> <p>(1) 投資主には、利益（<u>投信法第136条第1項に規定する利益をいい、その金額は日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算されるものとします。以下、同じです。</u>）の額に相当する金額の全部又は一部を金銭により投資主に分配するものとします。</p> <p>(2) （現行どおり）</p> <p>(3) （現行どおり）</p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>3 （現行どおり）</p> <p>4 （現行どおり）</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員内藤宏史は本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び本投資法人現行規約第20条第1項の定めに基づき、就任する2025年5月28日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、2025年4月22日開催の役員会における監督役員全員の同意をもって提出するものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴	
(ないとうひろし) 内藤宏史 (1971年7月23日)	1995年4月	森ビル株式会社入社
	1999年8月	森ビル開発株式会社(現 森トラスト株式会社) 入社
	2009年11月	森トラスト株式会社 総務部法務課課長
	2014年12月	同社 広報部課長
	2016年7月	同社 広報部広報グループ専門部長代理
	2017年11月	森トラスト・アセットマネジメント株式会社出向 企画財務部長
	2018年6月	同社 取締役企画財務部長
	2019年3月	同社 総合リート運用本部 運用戦略部長 兼 企画財務部長
	2022年11月	同社 取締役 総合リート運用本部 運用戦略部長 兼 企画財務部長
	2023年3月	同社 代表取締役社長(現職)
2023年5月	本投資法人 執行役員(現職)	

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
2. 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約及び機関の運営に関する一般事務業務委託契約を締結している森トラスト・アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長です。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
3. 上記執行役員候補者は、現在本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。
4. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により補填することとしています。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、選任が承認された場合は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

補欠執行役員相澤信之の選任に係る決議は、本投資主総会の終結の時をもって効力を失うことから、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第20条第3項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、補欠執行役員の選任については、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

また、補欠執行役員選任に関する本議案は、2025年4月22日開催の役員会における監督役員全員の同意をもって提出するものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴	
(あい ざわ のぶ ゆき) 相澤 信之 (1968年5月28日)	1992年4月	株式会社フジタ入社
	2002年2月	不動産シンジケーション協議会（現一般社団法人不動産証券化協会）出向
	2003年11月	株式会社フジタ 都市再生推進本部 アセットコンサルティング部
	2005年4月	森トラスト株式会社入社 森トラスト・アセットマネジメント株式会社出向
	2006年4月	同社 コンプライアンス・オフィサー
	2007年7月	同社 企画財務部 専任部長
	2015年6月	同社 企画財務部長
	2015年8月	Realアセットマネジメント株式会社（現 森トラスト・アセットマネジメント株式会社）出向 取締役企画財務部長
	2019年3月	同社 ホテルリート運用本部 運用戦略部長 兼 企画財務部長

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴	
	2022年11月	森トラスト・ホテルリート投資法人 執行役員 同社 代表取締役最高執行責任者 (COO) 兼 ホテルリート運用本部長 兼 ホテルリート運用本部 運用戦略部長 兼 企画財務部長
	2023年3月	同社 取締役 経営管理部長 兼 運用戦略部長
	2023年6月	同社 常務取締役 経営管理部長 兼 運用戦略部長 (現職)

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
2. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約及び機関の運営に関する一般事務業務委託契約を締結している森トラスト・アセットマネジメント株式会社の常務取締役経営管理部長兼運用戦略部長です。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
3. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により補填することとしています。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員中川直政及び片桐春美の両名は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監督役員2名の選任をお願いするものです。本議案において監督役員の任期は、投信法第101条第2項及び本投資法人現行規約第20条第2項の定めに基づき、就任する2025年5月28日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴	
1	(なか がわ なお まさ) 中 川 直 政 (1975年10月12日)	1999年10月 2001年10月 2004年 9 月 2008年10月 2009年 9 月 2018年 4 月 2019年 1 月 2019年 6 月	司法試験合格 三井安田法律事務所入所 オリック東京法律事務所入所 オリック・ヘリントン・アンド・サトクリフ法律事務所(サンフランシスコ)入所 日比谷パーク法律事務所入所 株式会社c o l y 監査役 日比谷パーク法律事務所 パートナー弁護士(現職) 本投資法人 監督役員(現職)
2	(くま もと り き) 熊 本 里 規 (1969年12月22日)	1994年10月 1995年10月 1998年 6 月 2001年 9 月 2015年 7 月 2022年 7 月	T A C株式会社入社 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 日本公認会計士資格登録 新日本監査法人(現 E Y新日本有限責任監査法人)入所 熊本公認会計士事務所開設(現職) 株式会社ディスクロージャー・プロ入社

1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を所有していません。
2. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
3. 監督役員候補者中川直政は、日比谷パーク法律事務所のパートナー弁護士です。
4. 監督役員候補者熊本里規は、熊本公認会計士事務所の代表です。
5. 監督役員候補者中川直政は、現在本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行全般を監督しています。
6. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により補填することとしています。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記監督役員候補者のうち中川直政は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、選任が承認された場合は引き続き被保険者に含まれることとなります。上記監督役員候補者のうち熊本里規が監督役員に選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人規約第15条に定める「みなし賛成」の規定の適用はありません。

なお、上記の第1号議案から第4号議案につきましてはいずれも相反する趣旨の議案には該当しておらず、また、本投資法人規約第15条第3項が適用される上記第2号議案から第4号議案までの各議案につきましては、2025年4月22日現在、少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされておられません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

〔会場〕 東京都品川区北品川四丁目7番36号
東京マリオットホテル 地下1階
「ザ・ゴテンヤマボールルーム ノース」

〔電話〕 03-5488-3911（代表）



《交 通》

JR各線・
京急線
品川駅
ご利用の場合

- ・徒歩……高輪口より約10分
高輪口を出て横断歩道を渡り、左へお進みください。
新八ツ山橋交差点の横断歩道を渡り、右へお進みください。
- ・バス……高輪口（都営バス⑥番乗り場）より約5分
※無料送迎バスが、午前8時30分から午前9時50分頃まで約5分～10分間隔で運行されております。バスの乗車場所と降車場所は異なりますのでご注意ください。

京急線
北品川駅
ご利用の場合

- ・徒歩……約5分
改札口すぐの歩道橋を渡り、品川駅方面へお進みください。
新八ツ山橋交差点の横断歩道手前を左へお進みください。

※駐車場の準備はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。